



大船渡労働基準署 ニュース

晩秋の候 大船渡労働基準監督署 署長 唐崎 勝

朝晩めっきりと冷え込む時期となりましたが皆様いかがお過ごしでしょうか。

この号が皆様のお手元に届くのは11月の初めころだと思っておりますが、毎年11月は「過労死等防止啓発月間」となっています。過重労働による健康障害をなくし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向けて皆様方の積極的な取り組みをお願いします。

また、11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります。大企業や親事業者による長時間労働の削減などの取り組みが下請事業者や子会社へのしわ寄せを生じさせないよう適正なコスト負担をとらなわれない短納期発注や急な仕様変更は行わないようにお願いします。

最低賃金も、10月20日から時間額854円に改正されています。賃金計算期間に10月20日を挟んでいるときなどは、10月20日以降の賃金額が最低賃金以上となっているかの確認も忘れずをお願いします。

お願いばかりとなりましたが以上のことについてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

さて、そろそろ土鍋をだそうかな・・・。

◆ 最低賃金

岩手県の最低賃金が33円上がります！

令和4年10月20日から
岩手県最低賃金（地域別最低賃金）は

854円 になります！

月末締めのお客様は期の途中で賃金を上げる必要があるの、ご注意ください。

月給制や手当を支給しているなど、従業員が最低賃金以上なのか確認するための具体的な計算方法を記載しています。ぜひご確認お願い致します。



◆ 11月は『いわて年末年始無災害運動』の準備期間です。

今年も秋を迎え、朝夕には寒さを感じる季節となっていますが、さらにその先には冬・年末年始が待っています。

年末年始は、慌ただしさに加え、凍結、積雪等の自然要因も加わり、労働災害のリスクが平時以上に高まる時季となります。

このため、例年、12月と1月の2ヶ月間を実施期間として「いわて年末年始無災害運動」を展開し、労働災害防止に重点的に取り組むこととしていますが、これに先立つ11月は準備期間という位置付けとされていますので、積極的な取り組みを進めましょう。

① **いわて年末年始無災害運動**

検索

注) 10月中旬時点ではまだ掲載されていません

② 冬季前は「STOP!転倒プロジェクト」の準備期間にも位置付けられています。



菊池技研コンタクト菊池透社長 (写真左)と唐崎勝署長(写真右)

◆ 健康保持増進への取り組みについて

当ニュースの9月号で募集をお願いしておりました職場における健康管理活動事例につきまして、ご協力いただきありがとうございました。

今回は、提供いただいた中から、株式会社菊池技研コンサルタント様に、令和4年10月7日、大船渡労働基準監督署長から感謝状を贈呈いたしました。

今後も各社で労働者の健康のための管理活動が活発に展開されることを期待しております。

さて、事例の一部を右記のとおり紹介させていただきます。(順不同)

皆様の職場でも実践できそうなものがありましたらぜひご参考にしてください。

【健診実施時の工夫】 健康診断では可能な限りオプションとして腫瘍マーカー検査等を自由に組み合わせられるように対応している。

【食習慣改善の工夫】 栄養士の資格を持つ社員が、毎月、菊池技研健康レシピとして健康に配慮したレシピをグループウェアで紹介している。

【ウォーキングの奨励】 冬季を除いて毎月1回健康増進ウォーキングを開催している。

【健康づくりの意識啓発】 毎月複数回、安全衛生委員によって菊池技研健康ニュースをグループウェアで紹介している。

【産業医の活用】 会社独自で開催している菊池技研健康経営アワードにおいて、健康診断結果を踏まえた指導をしていただいている。

【有所見者への対応の工夫】 定期健診・一般健診の健診結果表が異なるので、それぞれに記載している内容から二次検診該当者より報告をもらい、3か月後を目途に声がけし、未受診者に対しては受診してもらうよう促す工夫をしている

【その他】 毎月22日を社内禁煙デーとして、終日禁煙に取り組んでいる。

◆ 11月は「過労死等防止啓発月間」です



厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、土曜日に過重労働等に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」等を行います。

◆ 通年での転倒災害のポイント



労働災害の中で事故の型別に分析して最も多いのが転倒災害となっています。近年の転倒災害のうちで自主点検により回答があった35事案の主要な原因を調べると、次のグラフのようになっています。

各職場での転倒災害の防止対策を進める上でのポイントにもなってくると思いますので参考にしてみてください。

転倒災害の原因	身の回りの整理・整頓を行っていない。通路、階段、出口に物を放置していた。	4
	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていなかった。	7
	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていない。	0
	転倒を予防するための教育を行っていない。	6
	作業靴は、作業現場に合った耐滑性を有し、かつサイズのあったものを着用していない。	4
	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していない。	2
	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていなかった。	3
	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていなかった。	6
冬季要因	3	



←お笑い芸人による転倒予防、腰痛予防に関するYouTube動画が見れます。
(滑り対策、つまずき対策、踏み外し対策、腰痛対策)

◆ 労働災害発生状況 ※この統計は休業4日以上ものになります

◆ 令和4年9月末現在速報値 (大船渡労基署管内)

【業種】別					
製造業	44	▲	+	35	▲
建設業	10	▲	-	9	▲ (-)
運輸交通業	6	▲	+	2	▲
林業	3	▲	-	3	▲ (-)
畜産水産業	2	▲	+	0	▲
商業	5	▲ (例)	+	2	▲ (例)
通信業	2	▲	-	2	▲
保健衛生業	1	▲	-	1	▲
接客娯楽業	2	▲	+	2	▲
その他業種	1	▲		0	▲
合計	79	▲ (例)	+	71	▲ (-)

最近の労働災害事例
<p><災害事例> 【建設業】屋根の瓦の撤去を終え、梯子を降りるために乗り移ろうとした手前で躓き、地面に墜落した。(頸椎多発骨折)</p>
<p><災害事例> 【建設業】グラップルでの玉切り済みの丸太を掴んで旋回移動する作業と玉切り前の伐倒木の寸法計測作業を交互に行っていたが、丸太と同時に玉切り前の長い伐倒木も一緒に掴んで旋回してしまい、退避していなかった計測者に激突させて2m飛ばされた。(打撲)</p>

◆ 夕方などの歩行について

最近は朝夕がとても暗くなってきました。通勤・退勤時には手持ちライトや反射タスキなどを使用して自分の存在を周囲に知らせ、自分の安全を守りましょう。携帯電話のライト機能も有効です。

